

朝霞市規則第 8 号

朝霞市事務分掌規則の一部を改正する規則

朝霞市事務分掌規則（平成 26 年朝霞市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表を次のように改める。

課名	課内室名
政策企画課	ファシリティマネジメント推進室
高齢者・地域福祉課	ねんりんピック室

別表第 1 市長公室の部政策企画課の款政策企画係の項中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号を第 11 号とし、第 13 号を第 12 号とする。

別表第 1 市長公室の部政策企画課の款の次に次のように加える。

ファシリティマネジメント推進室

ファシリティマネジメント推進係

1 公共施設等の総合管理に関すること。

別表第 1 市民環境部の部総合窓口課の款住基窓口係の項中第 11 号を第 12 号とし、第 5 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

5 マイナンバーカードの交付、更新及びこれらに付随する手続に関すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。